

# 生活福祉委員会会議録

平成24年9月13日

13時00分

開会

14時03分

閉会

網走市議会

午後1時00分 開会

#### ○空委員長

御苦労さまです。

ただいまから、生活福祉委員会を開会をいたします。

本日の委員会では、議案2件と請願3件の合計5件について審査をいたします。

なお、議案につきましては、簡単な説明を受けてから審査に入りたいと、このように思います。

それでは、早速、議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について御審査をいただきますけれども、ここで申し上げます。お手元に御配付の資料の2番目の介護保険特別会計繰出金についてでありますけれども、これにつきましては議件2番目の議案第4号との関係がありますので、議案第1号と議案第4号を一括で審査したい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中所管分について説明を受けます。

#### ○影近市民課長

それでは、平成24年度一般会計、市民活動費、消費生活相談事業の補正について御説明申し上げます。

資料1号8ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、1の補正の理由及び内容でございますが、北海道の消費者行政活性化基金を活用し、現在、消費者協会に委託をしております消費者相談業務を担当している消費者相談員の能力向上を図ることを目的としまして、記載の研修経費を委託料として追加補正しようとするものであります。

次に、2の補正額でございますが、まず①の歳出予算につきましては、消費生活相談事業に24万円を追加するものでございます。補正に係る財源につきましては、全額、北海道消費者行政活性化事業交付金でございます。これを②の歳入予算に追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○空委員長

続きまして、民生費の児童福祉費について、児童健全育成事業について説明をお願いいたします。

#### ○松野子育て支援課長

続きまして、私のほうから平成24年度一般会計児童福祉費、子どものための手当補正予算支給事業につきまして御説明をいたします。

補正の理由及び内容につきましては、昨年10月に平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、対象となるすべての方に24年3月までの申請届け出が必要とされ、平成24年2月分の支給時において届け出が間に合わなかった方への2月支給分を、本年24年6月に支給する見込みとして新年度予算に計上いたしました。その後、3月までに届け出がありました方へは、23年度中に随時支給できる取り扱いと変更となり、届け出がありました約4,650人分を23年度中に随時として支給し、24年度予算に計上しておりますこの経費を減額補正するものでございます。

2の補正額につきましては、補正額5,420万円の減額となり、財源内訳につきましては国庫負担金マイナス3,953万8,000円、道費負担金がマイナス733万2,000円、一般財源がマイナス733万円となり、補正後の額は5億6,530万円となります。歳入予算につきましては、財源内訳で説明いたしましたとおり、国庫支出金、道支出金それぞれの資料にありますとおりとなります。

以上でございます。

#### ○空委員長

続きまして、衛生費、保健衛生費の健康管理費について御説明願います。

#### ○大島健康管理課長

平成24年度一般会計補正予算中、健康管理費、ポリオ予防接種事業の補正予算につきまして御説明をいたします。

議案資料の11ページ目をごらん願います。

1の補正の理由及び内容につきましては、不活化ポリオワクチンの導入に伴いまして、ポリオ予防接種の実施方法が、生ワクチンの経口による集団接種から医療機関での注射による個別接種に変更となるため、所要の経費を追加補正するもので、経費の使途及び金額は、ワクチン購入代に係る需用費が592万6,000円、ワクチンの医療機関での集団接種に係る委託料が450万6,000円でございます。

2の補正額につきましては、健康管理費のポリオ予防接種事業に1,043万2,000円を追加し1,148万7,000円とするもので、財源は一般財源でござ

います。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○空委員長

ただいま、議案第1号につきまして、それぞれ御説明いただきました。順次質疑を受けたいと思います。

まず、総務費の市民活動費、消費生活推進事業についての質疑がございましたら。

#### ○松浦委員

これは念のために確認するわけですが、消費生活相談員というのは、市民のさまざまな、複雑な相談なんかも受けているということで、今回は能力向上ということで24万円計上していますが、相談員から特に要望といいますか、具体的な要望などは上がっていないのでしょうか。その辺お伺いします。

#### ○影近市民課長

今、松浦委員がおっしゃったように、最近の窓口というのは複雑多様、巧妙化しております、それに対応する相談員の資質向上というのが非常に大切になってきております。相談員の方からもできるだけ研修に参加したいという要望がございまして、今回についてはこの事業を利用しながらいろいろな研修会に参加をしていただくという観点で追加補正しようとするものです。

#### ○松浦委員

その辺はわかりました。いずれにしても、相当巧妙になっているといいますか、いろいろな点で難しい問題がありますから、それこそ専門家なんかも入らないと難しい問題などもあるというふうに認識しておりますので、この生活相談員の能力向上を図るための予算については賛成いたします。

#### ○空委員長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

#### ○空委員長

それでは、続きまして民生費、児童福祉費、児童健全育成事業についての質疑がございましたら受けたいと思います。

#### ○松浦委員

これは、子どものための手当の関係ですね。先ほど課長から説明いただきましたけれども、この文章を読んでもなかなか難しい文章で、私なんかはうまく理解ができないで、何となくわかるので

すけれども、もうちょっとわかりやすく端的に言うとうどういうものなのか。ネットで中継もされていることですから、できるだけ市民にわかりやすい説明をしていただければと思います。

#### ○松野子育て支援課長

大変わかりづらい説明で申しわけございません。再度説明させていただきたいと思います。

子ども手当につきましては、先ほど述べたように、昨年10月に特別措置法により、すべての対象者に3月までに届け出を出しなさいということになってございます。その時点で、2月、3月到達前に2月の時点で定例支給がされる形となり、この時点で届け出がされていない方については、2月の支給はできない取り扱いとなっております。これらの方々には、それではどうするのかということになりますと、新年度の6月にその分を繰り延べして支給をしようということで予算づけをしたところでございますけれども、実際的に2月終わった時点で随時届け出があった方については、随時支給をなさいとしてよろしいですよということでの取り扱いに変更になりましたことから、平成23年度予算の中ですべての支給申請のあった方々への支給が終わりましたことから、24年度、新年度予算で計上しましたこれらの方々についての支給額について余剰が出る見込みとなったため、減額補正をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○松浦委員

それでわかりました。なかなかわからなかったもので、理解できなくていたのですけれども、要するに、平成24年度に、新年度予算に組んだ予算を使わなくても、23年度の方で終了したと、こういうことだということなので、これはよくわかりました。

#### ○空委員長

それでは次、衛生費の中で感染症予防対策事業、ポリオ予防接種事業についての質疑ございませんか。

#### ○松浦委員

ポリオの関係ですが、やっとな活性化ワクチンが使用できるようになったと。随分長い間、民からは不活化をという話があったのですけれども、なぜ日本はこの不活化がおくれたのか、その辺、もしわかれば伺いたいと思います。世界的には、相当前から不活化が進んでいたはずなのです

よね。

#### ○照井市民部長

私も文献でしか見ていないのですけれども、やっぱり人体実験というのですか、実験をやる期間がかなり長くて、日本はおくれているというのがありまして、それがめどがたったということで、今回こういうことで踏み切ったというふうに聞いておりますので、多分そのような感じではないかと思えます。

#### ○松浦委員

その辺、わかりました。それで、今回対象となる子どもの対象人数というのはどのくらいのですか。その辺、まず伺いたいと思えますが。

#### ○大島健康管理課長

今回、予算措置をしている人数についてでございますが、本年6月1日までに生まれた方につきましては、既にもう生ワクチンを1回接種していると思えますが、443人が未接種ということで把握しております。その443人、そのうち既に生ワクチンを1回接種しているのが137人ということで、合計443人になっていきますけれども、予算の内訳といたしまして、この443人から137人を引いた306人は3回接種しなければならないと。137人については、既に生ワクチンを1回やっているので、あと2回は接種してもらわなければならない、不活化ワクチンを接種しなければならないということで、その人数分のワクチン購入費を計上しております。

#### ○松浦委員

その辺わかりました。

それで、これまでは生ワクチンということなのですけれども、何人かに1人はそれによって感染するというようなこともあって、そういう問題が生ワクチンはあったわけですが、網走の中では、ここ数年の中では、そういう事例はあるのでしょうか。

#### ○大島健康管理課長

ポリオによってということでは、把握はしておりません。

#### ○松浦委員

わかりました。

いずれにしても、この不活化ワクチンというのは、国民的に待たれていたものでありますから、賛成いたします。

#### ○渡部副委員長

今、松浦委員からありましたように、小さい子供を持つお母さんたちからも、親御さんたちの声があったということが、不活化ポリオワクチンのことについては、その辺、大賛成なのですけれども、9月から不活化になる、その前に市のほうに通知とかが来て、変わるに当たってどのようなこれまで周知を、小さい子供を持つ親御さんにどのような周知を9月までにされたのか伺います。

#### ○大島健康管理課長

まず、前段といたしまして、予防接種は医療機関で今度やることになりますので、医療機関との協議を進めてまいりました。それで、これは7月ぐらいから進めてまいりました。

市民への周知につきましては、本年の7月13日と23日にポリオ予防接種を実施しましたが、その際に不活化ワクチンが9月から導入されるということで、文書というかメモを配布しております。それ以外で言いますと、あと、8月に報道関係に周知を依頼しているということと、あと、8月27日に個別に通知を送っております。先ほど言った対象世帯に送っております。あと、ホームページにも掲載して周知を図っているところであります。

#### ○渡部副委員長

これまでの不活化に切りかえるまでの周知に対しては個別にしているということで、やはりお母さんたちにしてみますと、これまでの生ワクチンは2回で、これからの不活化というのは3回プラス1回で4回と言われていきますので、その間に1回、先ほど説明ありましたように、今までに1回接種している方は当市にもいらっしゃるということで、その後、一度接種した方は、さっき積算にもありましたけれども、算定するに当たって不活化を3回行わなければいけないという算出でこの補正を組んでいるのか、確認したいと思えます。

#### ○大島健康管理課長

お話のとおり、不活化ワクチンにつきましては4回接種しなければならないということになっておりますが、3回目接種後6カ月あけるのが望ましいということになっていきますので、今年度で言いますと、9月から開始したとしても4回目については今年度中には接種しないということでありまして。

それと、今、4回目の接種について、まだ検証中ということで正式な形にはおいていないことか

ら、今回、最大でも1回も生ワクチンを、抵抗ワクチンを接種していない方でも、最高では3回しかないかと思います。

**○渡部副委員長**

平成24年度の補正の中では4回目の分は見えますということでしょうか。

次に、厚労省のほうから、今度は11月からこれまでの3種混合に今の不活化ポリオをプラスした4種混合のワクチンですね、4種混合について今のところ市にどのような情報があって、今後それをどのように。今の不活化ワクチンと4種混合だけ打てば、不活化は入っていますのでいいかということで、ちょっと混乱が出てくるのではないかと、このことを心配していますので、今のところ現状わかっている情報についてお示し願いたいと思います。

**○大島健康管理課長**

4種混合ワクチンにつきましては、厚労省から11月1日からの実施に向けて、現在、省令等の改正などの事務を取り進めているということで通知が来ております。そういうところは予算の補正等も考えられるのですけれども、その辺につきましては、補正等につきましては、現在、3種混合で見ている予算の中で対応できるかどうかも含めて、今後、厚労省からの通知等によって判断していきたいと考えております。

今回、不活化ワクチンとして補正を上げている部分につきましては、ことしの8月以降に生まれた方は、3カ月たって11月からということになりますので、その方々はもう最初から4種混合ということになります。

**○渡部副委員長**

そのことは、もう通知がされているということでしょうか。

**○大島健康管理課長**

まだ具体的に厚労省のほうから出てませんので、その辺がはっきりしてから市民周知などを図っていききたいと思います。

**○渡部副委員長**

4種混合だけを打てばいいのか、選択がこれまで以上に不活化と、今、生ワクチンを打っていた人と、すごく混乱があると思いますので、その辺はお子さんによって対応がそれぞれ変わってくると思いますので、適宜の対応をしていかなければならないと思います。

**○空委員長**

そのほかございますか。

**○小澤委員**

確認なのですが、不活化ポリオワクチンというのは、実際にいつから接種が可能になる予定なのでしょうか。

**○大島健康管理課長**

接種の時期でしょうか。9月1日から接種はできます。対象は、生後3カ月以降です。

**○空委員長**

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**○空委員長**

他になければ、議案第1号中、民生費、介護保険特別会計繰出金の関係を除いて、総務費、総務管理費並びに民生費、児童福祉費、衛生費、保健衛生費の3件につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

**○空委員長**

それでは、そのように取り計らいます。

続きまして、議案第4号平成24年度網走市介護保険特別会計補正予算につきましてでございますが、先ほど申し上げましたように、議案第1号中、平成24年度補正予算中の所管分、民生費と社会福祉費、介護保険特別会計繰出金についてと関連がございますので、この件について一括して説明をいただきたいと、このように思います。

**○児玉介護福祉課長**

それでは、まず議案第1号の中の介護福祉課所管分としまして、平成24年度一般会計高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきまして説明申し上げます。

議案資料9ページをまずごらんください。

1番の補正の理由及び内容でございますが、高額医療合算介護サービス費の支給に係る負担金が増額になるため次の経費を追加補正するものでございまして、経費用途としましては、介護保険特別繰出金、金額を12万5,000円でございます。これは市の法定負担率の12.5%というふうになっております。

次に、2の補正額についてでございますけれども、同じく介護保険特別会計繰出金12万5,000円としまして、財源内訳は全額一般財源でございます。

す。補正前の額は4億4,868万5,000円、補正額12万5,000円で、補正後の額が4億4,881万円となります。

引き続き、議案資料の12ページをごらんいただきたいと思えます。

こちら議案第4号介護保険特別会計の補正になりますけれども、介護保険特別会計補正予算の中で高額医療合算介護サービス費につきましての御説明でございます。

1番の補正の理由及び内容は、先ほどの議案第1号と同じ内容になりまして、高額医療合算介護サービス費の支給に係る負担金の増による所要の追加補正となります。

2番の補正額についてでございますけれども、高額医療合算介護サービス費といたしまして100万円、財源につきましては財源内訳に記載のとおりでございますが、国庫負担金20万円、国庫補助金が6万1,000円、道負担金12万5,000円、支払基金交付金が29万円、他会計繰入金12万5,000円、こちらが先ほど説明した一般会計の部分の金額でございます。そして、そのほかに基金繰入金19万9,000円、合計で補正額100万円。補正前の額は550万円として、補正後の額が650万円となっております。2番の歳入予算につきましては、こちらの先ほど財源内訳で説明しましたとおり、詳細は2番に記載のとおりでございます。

引き続き、議案資料の13ページをごらんください。

こちらは、平成24年度介護保険特別会計補正予算、介護保険事業基金積立金償還金についての説明でございます。

まず1番、補正の理由及び内容でございますけれども、平成23年度の介護保険特別会計の決算に伴う精算のため、次の経費を追加補正するものでございまして、経費の主としましては、介護保険事業基金積立金としまして2,139万7,000円、支払基金交付金、これは地域支援分に対するもので、これは返還金が13万5,000円、合計で2,153万2,000円となっております。

2番の補正額についてですが、まず、歳出予算につきましては、23ページ中段の①番介護保険事業基金積立金でございますけれども、こちらのまず財源の内訳につきましては、国庫負担金が411万6,000円、国庫補助金6万8,000円、道負担金1,035万8,000円、支払基金交付金685万5,000円、

合計で2,139万7,000円。こちらの財源内訳に記載しておりますものは、平成23年度の決算におきまして概算交付を受けていた中で、決算による精算を24年度で行うものの追加交付の分でございますが、補正前の額が2,119万5,000円、補正後の額が4,259万2,000円ということです。そして2番支払基金交付金地域支援事業分ですけれども、こちらに対する返還金といたしましては、償還金として補正前の額は0円、補正額が13万5,000円、財源内訳としまして道補助金3万4,000円、そして繰越金、これは23年度で介護保険特別会計の剰余金となります繰越金ですが10万1,000円、そして補正後の額が13万5,000円となっております。

次に、議案資料14ページに歳入予算の内訳が記載されています。こちらにつきましては、先ほど財源内訳で御説明しましたとおり、23年度決算において国、道、支払基金交付金それぞれの財源の精算に伴う追加交付分と、さらに繰越金として剰余金で10万1,000円の内訳を載せているものでございます。

以上でございます。

#### ○空委員長

それでは、ただいまから議案第1号の関連分として一緒に説明いただきました民生費、介護保険特別会計繰出金について質疑をいたします。

質疑がございましたらどうぞ。

#### ○松浦委員

先ほどの説明の中で、高額医療合算介護サービス費という項目がありまして、そもそもこのサービスとはどういうものなのか、その点をできるだけわかりやすく御説明いただきたいと思えます。

#### ○児玉介護福祉課長

高齢者の方が医療保険、介護保険、医療と介護のサービスを使った場合の自己負担額がそれぞれ高額となった場合は、それぞれ自己負担限度額が設定されておりまして、これを超えた部分につきましては、医療では高額療養費として、介護では高額介護サービス費として支給される制度がございまして、これはあくまでも月単位で、かつ個人単位の自己負担の軽減制度でございます。

それに対しまして、今回補正を要します高額医療合算介護サービス費といいますのは、さらに自己負担額を軽減する目的で設けられたもので、これが同一の医療保険、例えば国保ですとか後期高齢者医療保険、あるいは社会保険、こういった同

じ種類の医療保険に加入している世帯単位で、1年間のこの御家族、同一世帯の支払いされた医療保険と介護保険の自己負担の合計額、こちらに対して、それが一定額を超えた場合には申請により、この高額医療合算介護サービス費ということで、医療費、介護費、それぞれ案分して、申請によりお支払いする、そういった負担軽減をするサービス制度でございます。

**○松浦委員**

大変よくわかりました。

それほど大量な対象者は、この金額からいくと少ないと思いますが、一定程度いるということなのだろうというふうに思いますが、世帯数にするとおおよそどのくらいあるのですか。

**○児玉介護福祉課長**

この制度自体は、平成20年4月分の医療費、介護費から適用になりまして、実際の支給のほうは21年度から対象となっておりまして、21年度は17世帯、そして22年度が251世帯、23年度が125世帯という世帯の方が対象となっております。

**○松浦委員**

わかりました。

この世帯がこういう形で救済されているということで、よくわかりました。これについては賛成いたします。

**○空委員長**

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

**○空委員長**

ないようでございますので、ここで皆さん方に再度お諮りいたします。

先ほど議案第1号につきまして、3件について全会一致の原案可決ということでございます。

議案の整理上、ただいま審査いただきました介護保険特別会計繰出金についても議案第1号に属しますので、これを含めて、議案第1号については全会一致をもって原案可決すべきものと決定をさせていただきたいと思っております。

よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

**○空委員長**

そのように図りたいと思っております。

それでは、続きまして議案第4号についての質疑を受けたいと思っております。

まず、保険給付費、高額医療合算介護サービス費について質疑をお伺いします。

(「なし」の声あり)

**○空委員長**

続きまして、基金積立金、介護保険事業基金積立金について質疑がございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

**○空委員長**

なければ、諸支出金、償還金についての質疑がございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

**○空委員長**

それでは、このままお諮りいたします。

議案第4号については、全会一致をもって原案可決するべきものに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○空委員長**

それでは、当委員会としては、全会一致をもって原案可決するべきものと決定させていただきます。

それでは、続きまして請願3件が継続となっておりますので、このことについて御審査をいただきたいと思っております。

請願3号及び請願第8号については同一の請願でありますから、一括して審査をいただきたいと思っております。

請願第3号網走市国民健康保険料の引き下げを求める請願。これにつきましては、平成23年6月23日から本日まで継続となっているものでございます。

続きまして、請願第8号網走市の国保料引き下げを求める請願、これにつきましては、平成23年9月8日から本日までの継続審査というふうになっている案件でございます。

この件について、御審査をいただきたいと思っております。

**○松浦委員**

これは、私どもも紹介議員になっているわけですが、国保加入者というのはおよそ網走では6,000世帯ということで、そういう中で、この請願にもありますけれども、滞納している短期証の発行というのは680世帯いると。つまり、国保料そのものが相当加入者の収入、あるいは暮らしの中に負担になっている。払いたくても払うことができない世帯がこれだけ、1割を超える世帯が

こういう現実があります。そういう中で、今年の6月議会の中で、1世帯当たり平均で4,100円の保険料引き下げをした。これはこれで私ども一定の評価をしたところでありましてけれども、しかし、その後、ことしまた元に戻ってしまった。ほぼそれと同額、あるいはそれ以上になるぐらいに保険料としても上がってしまったという残念な状態にあります。ですから、より一層、国保加入世帯にとっては大変な保険料になっているということになります。

というようなことから、国保料にはいろいろな矛盾点はあるけれども、やはり収入以上に保険料が高くかさんでいると。とりわけ中間層に相当大きな負担になっているという現実がありますから、ぜひこの請願第3号、そして第8号については皆さんの御同意をいただいて、採択をしていただきたいと思います。

#### ○空委員長

他の委員の皆さんの御意見。

#### ○小澤委員

これも同じ議論にもなるのですが、ただいま国保会計が厳しくなっていることですし、払いたくても払えない人がいるという現実があると私自身も思っております。網走市においても、国に対して5割負担を戻すように要望していくということは必要だと思うのですが、やはり市の一般会計からの繰り入れというのは、公平性という点からもちよっとずれているのではないかと思いますので、その点について私はちよっと賛同できないというふうに思っております。

以上です。

#### ○空委員長

他の委員さん、現在、採択すべきという意見と継続という意見とございます。

御案内のとおり、御存じのとおり全会一致ということをお原則としております関係上、この点については継続という形で取りまとめたいと思っておりますけれども、松浦委員、どうぞ御意見ございましたら。

#### ○松浦委員

もうちよっと議論したほうがいいと思います。

今、小澤委員のほうから、一般会計だけでなく財政調整基金という言葉が入っておりますけれども、一般会計からの繰り入れについては公平性を欠くというお話がありましたけれども、私は、何

が公平性を欠くのかというのがよくわからない。どういう意味で公平性を欠くのか、その辺、小澤委員に伺いたいと思います。

#### ○小澤委員

やはり、国保以外は厚生年金などもありますけれども、やはり一般会計、市税というのは全世帯からいただいているものですので、この6,000世帯のためにこの一般会計からの繰り入れというところをするというふうに、やはり公平性を欠くのではないかというふうに思っております。

#### ○松浦委員

そういう意味でとらえると、他の分野でも多々あるのですね。一般会計からの繰り入れというのは。去年も財政措置、経済部の関係でありましたけれども、震災の関係で観光関係が大変だというようなことで一般財源を投入するというようなこともやられていると。では、それは特定の人たちではないかといったら、やはり特定の業種に一般財源を投入してということになる。そういう点では、市民全体から見て、それはどうなのだということになると、私は、経済団体であるそういった観光関係に一般会計を繰り入れるのと、まさに国保というのは、住民の命にかかわる問題にもなるわけです。そういう意味では、より一層、住民の命のほうが私は大事ではないかと。そういう点では、それはすべての市民にはかかわらないけれども、6,000世帯、およそ人口にすると1万五、六千人になるのだらうと思います。だから、相当数の市民の人たちにかかわる問題でありますから、それはやはり公平性という点では、やはり違うのではないかなと。かえって国保にこそ一定の基金を投入してでも、保険料を下げることに努力することのほうが求められているのではないかと私は思います。

#### ○空委員長

松浦委員、委員長のほうからも一言お話しさせていただきたいなと思うのですけれども、ただいまいろいろお話ありました。おっしゃる部分については、それぞれの考え方があるのですから、私は全部間違っているとは思っていません。ただ、一方で、今年の震災絡みのお話については、地域の財源を支える根本になる産業振興という角度から、それらを振興させることによって将来の税収の伸びにつながってくると、こういう観点の部分と、この国保料の納付、値下げの問題とちよっと

切り離して考えたほうがいいのかと、私はそのように思います。

いずれにしても意見が分かれておりますので、全会一致という形にはなりませんので、今回については継続として扱いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○松浦委員

私は、公平性に欠くという点から言うとは違わないですかというふうに言ったのです。その一つの例として、去年の観光関係の補助。それだけではなく、一般財源を投入するというのはあらゆる場面で出てくるのですよ。そういった点で、公平性という言葉を使うと、それこそ本来の何もできなくなってしまうという、こんなふうにも思うので、いずれにしても議論はかみ合いませんけれども、公平性に欠くという点では、やはり違うのではないかとこのことを強く言いたい。

#### ○古都委員

私からも一言。

公平性という部分で、今回の請願者の意図というのは大変わかる部分もあるのですけれども、この文章からも読み取れるように、請願者というのが一過性のものではなく継続した引き下げを求めている以上、この約6,000世帯というので1世帯当たり1万円ということを簡単に概算して6,000万円というのを毎年繰り出すというのは、現下の震災とまた趣旨が変わってくると思いますし、その財源というのも、今、財政の厳しい中で簡単に繰り入れるというのもちょっと難しい中で、もう少し議論が必要だと私は思います。

#### ○松浦委員

今、毎年というお話ありましたけれども、これは毎年していくようなものではない。そういう文言は入っておりませんし、1世帯当たり1万円引き下げすると、当然、加入世帯が下がりますから、保険料を引き上げるまではそのまま維持されますから、毎年投入するというものではないと私はとらえています。

#### ○立崎委員

私は、これは去年の6月からずっと上がってきて、いろいろ勉強させてもらった中で、一つどうなのかなという。今、6,000世帯ある中で、短期証の発行が680世帯に達しているところですよというお話で、要するに未納の分、滞納者のお話をされているのだなというふうに思います。

確かに1万円引き下げるとということは、払う側としては大変ありがたいことですし、いいなというふうには思います。そういう面だけでお話しすれば本当にいいのかなというふうに思いますが、では、この680世帯の人たちが1万円下がったことで、本当に滞納しないでそのままいくのですか、どうなのですかというところがどうなのだろうというふうに見て、素朴に疑問に思いました。

下げるのは本当にいいことなのかもしれないですけれども、もうちょっと議論をしていかなければならないというのは必要だと思いますし、その辺のことを考えると、これはちょっと継続でやっぱりやっていくしかないのではないかなというふうに考えます。

以上です。

#### ○渡部副委員長

私も、昨年議論させていただいた中で、立崎委員も言いましたけれども、その部分もあります。基金で対応するという部分ではさまざまな用途があって、それは仕方ないのだということも理解はいたします。ですが、1世帯当たり1万円を引き下げて当面をしのいでも、その後のこともやっぱり考えていく課題なのかなと思いますので、私は継続という形でお願いしたいと思います。

#### ○空委員長

それでは、請願第3号及び請願第8号については、意見の一致は見られません。継続という扱いにしたいと思いますが、それでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

#### ○空委員長

それでは、継続といたします。

次に、請願第10号乳幼児医療制度を拡充し、就学前まで無料化することを求める請願について。この件につきましても、平成23年9月8日から今日まで継続になっている案件でございます。

それでは、審査に入りたいと思います。

#### ○松浦委員

この請願も、昨年9月に上がってきているものであります。

まさに、長く続いているこのデフレ、不況という状況の中で、いわゆる可処分所得というのが相当下がっているということで、とりわけ今、子育て真っ最中の20代、30代の働き手というのは、不安定雇用の中でも働いている。そして、相当収入

も減っているわけですし、まさに子育てする中で、非常に大変な思いをして子育てをしている。少子高齢化がうたわれて久しいわけですが、一向に少子化というのはとまる要素もない。つまり、それだけ子供を生み育てる環境が非常に厳しくなっているというのが現実だというふうに思います。そういった点では、乳幼児医療費を優遇すれば、それで子供がたくさん生まれるかといったら、そんな簡単なものではありません。ただ、一つの方法として、やはり乳幼児を抱えておられる、小さな子供を抱える親を支援するという点では、非常に有意義なものだと思いますし、このことによって安心して病院にかかれる。それによって、早期発見・早期治療ができるというようなことになれば、結果として医療費の抑制にもつながるといふ点からも、非常に大事なことだろうと思います。

とりわけ大変なのは、本国会の中で消費税の増税というのが、もう既に2014年4月から8%、2015年10月から10%ということが決まりました。つまり、それに直撃されるのですね、この子育て世帯も含めて。数字を見ますと、大体2015年だと1世帯で33万4,000円の負担がふえるだろうというようなことも数字が出ております。ということからしても、やはり子育て支援をするということが非常に大事になってきていると思いますので、ぜひ賛同いただいて、この請願を通していただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

#### ○空委員長

他の委員、御意見承ります。

#### ○古都委員

私は、この請願者の意図も大変わかりますし、乳幼児医療無料化、就学前までということ、そこまでするのが本当に理想なことなのですから、近隣町村とかで、文章中にもありますけれども、近隣町村も小児科医療がない中で、実際に網走市の医療機関に負担をかけている面もないわけではないと思っています。その中で、私が実際会ったお子さん連れの方からは、幼稚園に入るなどの最初の1年間だけでも無料にしてほしいと。人と接する機会がふえることによって、いろいろな風邪とかもらうことが多くなるということをおっしゃっている方がたくさんいました。だから、就学前までにすると、果たして今の網走の財政規模で、またお金の話にはなりませんけれども厳

しいかもしれないので、もう少し予防医療というほうを全面に、病気にさせないほう、それプラスもう1年だけプラスという考えのほうのが、私は現実的には可能かなという感じがします。もう少しいろいろな角度から見たいという意味で継続審査をお願いしたいと思ひます。

#### ○立崎委員

この件に関しては、継続ということをお願いしたいなというふうに思ひます。

就学前までの無料化ということは、子育て世代にとっては本当にありがたいことなのだろうなと、子育て支援という意味からいっても大変すばらしいことなのだろうなというふうにご考へております。

それから、消費税の話も今ございましたとおり、上がるのはもう決まったことですから、国民全員が負担しなければならない税金だというふうにご理解しております。しかしながら、本市においては、今、古都委員からもお話があったとおり、小児科を含めた総合病院を抱えております。近隣町村のお話が出ておりますが、近隣町村では小児科医の充実が図られているかどうかということをご考へますと、ちょっと疑問視される場所もあります。本市としては、やはり小児科医の確保という意味でも、市を挙げて頑張っているという部分がございますので、この件に関しましてはもうちょっと継続して審査していったほうがよろしいのではないかとご考へすること、継続というふうにごさせていただきたいと思ひます。

#### ○空委員長

審査の中について若干申し上げておきたい。

この請願については、仮に採択となっても関係行政庁に意見書を上げるのではなくして、網走市長に対して意見書を、これは自治法125条の規定によって、市長に対する結果を送付することになりますので、その辺を踏まえての御審査をいただきたいと思ひます。

#### ○松浦委員

今、古都委員、立崎委員のほうから継続というお話がありましたが、子供たちというのは、やはり古都委員言われたように、保育所へ行ったり、いわゆる社会に出ることによって、いろいろな雑菌に触れるということ、いろいろな感染をするということでもあります。大体、子供たちの傾向を見ると、一番病院にかかりやすいのは、そのころ

から、あるいは小学校に上がるくらいまでが比較的、乳幼児からそのくらいの間がしょっちゅう通院になるのです。入院というのでも確かにあるけれども、やはり通院が相当多いのですよ。その部分だけでも就学前まで無料になるということでは非常に助かるし、では、どのくらいの費用が必要なのだとすることを、概算を以前に計算してもらったらおよそ1,600万円あればできると。そうしたら、網走市の子供たちを、将来を担う子供たちのために、毎年1,600万円の乳幼児医療費の支援ができないのかと。それができないとなったら、これは本当に子供たちを大切にすまちなのか、この辺、非常に私は疑問に思います。そういう点では、やっぱり1,600万円あれば相当なことができるというのがあれば、これは市長に要望してやってもらう必要があると、こんなふうにも思います。それが健康なまちづくりだというふうに思うのですが、もう一度お考えいただければと思います。

#### ○空委員長

市長に要望するというのではなく、結果を送付するという形になりますので、その辺だけ踏まえて。

#### ○渡部副委員長

今、松浦委員のほうから具体的な数字が出てきたのだと思います。私たち、このメンバーで視察に行った中でも、中学生まで無料化にしているところも、皆さんそれぞれ聞いてきていると、委員会としてこれからの少子化対策の一つとしてこういうことがあるというのを、同じ認識に立っているのだと思います。

この請願者の意図するということも十分理解した上で、やっぱり学校前まででいいのか、中学生なのか、そこの検討の余地と、例えば就学前ですと今1,600万円。市として1,600万円、子供たちに払えないのだろうかという議論も、さまざまなことが出てくると思いますね。医療費のことばかりではなくて、私はせめて最終的には請願としてこれを、意見書として出すことに対してはいろいろなことが出てくるので、委員会としてこれから考えていかなければならないことだと私は思っております。

継続していただきたいと思うのですが、去年の9月に今の現状、網走はどうなのだろう、他市はどうなのだろうということを調べてみまし

た。当市のような状況というのは、今のところ3歳児までは無料になっているのです。3歳から学校前までは1割負担という方と、あと、非課税世帯に対しては無料という措置がとられているのだと。小学生になりますと、入院に対しては無料という形になっておりますので、その部分は一定程度他市と比べて、ほか無料化をやっているところもありますけれども、就学前まででいいのか、あと、今の市の負担というのを全くしていないわけではないので、その金額の見直しをするところなのかもしれないので、十分に議論が必要なことだと思っております。

その中で、私はお子さんを、最終的に3歳まで無料なのに、証明書を提示していた、お金を払って今までは立てかえで入金になっていたので、その部分だけどうにかならないかという相談を受けて、課に聞きに行ったことがあるのですがけれども、それは財政措置なくできることではないかなということで、確認をしたいのですが、今年4月からその部分は歯科医療の部分と、あと、他医療の部分は、その部分だけというのは本年度から変わっていると思うのですが、私、聞いております。

#### ○松野子育て支援課長

今、お話ありましたとおり、ことしの4月から医療関係、また歯科、調剤ということで、保護者の方が立てかえしなくても、こちらで病院に直接支払いするというので、ただし、整骨だけは別な取り扱いという話で、4月から取り組んでいます。

#### ○渡部副委員長

そういった意味で、無料化とはまた別な問題なのでしょうけれども、なるべくその部分だけでもということは検討されていたので、その分、私は十分評価をしたいということで、このことに関しては継続にして、もう少し考えていきたいと思っております。

#### ○空委員長

それでは、請願第10号乳幼児医療制度を拡充し、就学前まで無料化することを求める請願につきまして、意見が分かれております。

全会一致を原則とする関係上、これについては今回も継続の扱いとさせていただきます。

以上で、当委員会に付託されました平成24年第3回定例会、一般会計補正予算及び介護保険特別

会計補正予算、並びに継続中の請願3件についての審査を終了させていただきます。

ここで、その他の部分でございますけれども、理事者のほうで何かございますか。

(「ありません」の声あり)

#### ○空委員長

委員のほうでございますか。

#### ○渡部副委員長

2点ほどお伺いしたいことがございますが、まず1点目は財政のことなので、もしかしたら総務文教委員会の所管になるのかもしれませんが、北見日赤の建てかえにつきまして、先日報道がありまして、網走市として負担金の提示があったということで、そのことについて経過をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○大島健康管理課長

北見赤十字病院の改築に係る経過でございますが、北見赤十字病院の改築につきましては、平成22年の北網地域市町長会議という場で、改築の事業概要、事業費の資金計画について説明を受けておりまして、その後も機会を通じまして説明を受けているところでございます。

市といたしましては、北見赤十字病院は三次医療機関であり、圏域の医療を守るためにも大変重要であるというふうに考えております。また、平成3年度に改築をした場合でも圏域の市町村で負担したということもございますので、応分の負担については必要ということで理解はしておりました。

その後、全体事業費が示されたわけですが、全体事業費については約168億円ということでございまして、その財源としては日赤の自己資金が67億円、国、道の補助金及び交付金で36億円、北見市が60億円ということで、5億円については圏域の市町村で負担をしていただけないかという要請を受けたところであります。

その後、要請を受けた5億円の負担につきまして、圏域の市町村で協議を進めてまいりまして、その中で1億5,000万円については北見市が、残りの3億5,000万円について、北見市を除く圏域の市町村で負担することと。あと、負担割合については、人口割で算定するというので整理をいたしまして、今回、負担額の案が示されたということになっております。

今後は、北見赤十字病院から正式な要請があっ

た後、議会には説明をさせていただきたいということ考えております。

#### ○渡部副委員長

案があったということで、決定次第、委員会に示されるということで了解いたしました。

2点目なのですが、8月31日で補助金が締め切りになった太陽光パネルのことについて伺いたいのですが、2定の中で追加補正で、この委員会で225万円だったかと思います。最終的に受け付けが終了したのは先月の末ですので、現状どのような受け付けになって締め切られたのか、経過をお伺いいたします。

#### ○照井市民部長

6月1日にことし最初の受け付けを開始したのですが、当日に満杯になるということで、第2回定例会で補正予算を組んでいただきました。件数的には50件、25件の補正で、合わせて50件ということになりました。8月31日に締め切りましたが、トータルで大枠予算が50件だったのですが、最終的には45件ということで、予算内でおさまったということでございます。

残り5件があるのですが、業者の方とも相談しましたら、今後、つける予定はないだろうと、今のところはないという話なものですから、8月31日で、基本的には締めようかなというふうに思っております。

#### ○渡部副委員長

理解いたしました。

#### ○空委員長

その他、ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### ○空委員長

それでは、以上をもちまして、生活福祉委員会を終了いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午後2時03分 閉会